

会員・会費規程

|                  |    |
|------------------|----|
| 平成 24 年 4 月 1 日  | 制定 |
| 平成 29 年 5 月 19 日 | 改定 |
| 令和 4 年 4 月 1 日   | 改定 |
| 令和 4 年 7 月 5 日   | 改定 |
| 令和 5 年 3 月 7 日   | 改定 |
| 令和 7 年 12 月 25 日 | 改定 |

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細えい則を定めるものとする。

(会員の種類)

第 2 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、個人会員及び法人会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

2. 個人会員は、現職の秘書をはじめとし、本協会の目的に賛同する個人。
3. 法人会員は、本協会の目的に賛同する法人または団体。

(入会手続き)

第 3 条 個人会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。

2. 個人会員の入会は、会員 1 名の紹介を必要とする。紹介がない場合は、理事長又は事務局長のインタビューを受けるものとする。個人会員の登録は入会金・年会費の入金が確認された時点とする。
3. 法人会員は所定の入会申込書に必要事項を記入し提出した時点で登録される。  
また、当該法人に所属する者はすべて会員扱いとし、会員料金にてセミナーの受講や行事への参加ができるものとする。
4. 法人会員の本社並びに支社は同一法人とし、関係会社は原則として同一法人としない。
5. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(入会金)

第 4 条 入会時に個人会員は 3,000 円を納入する。

2. 入会時に法人会員は 20,000 円を納入する。

但し、既法人会員からグループ会社または子会社の紹介があり入会する場合は、入会金 20,000 円を免除する。

3. 期の途中入会であっても前項の各々の入会金を納入する。
4. 法人会員の退会に際し、当該法人に所属する関係者が個人会員として入会する場合は入会金を免除する。
5. 入会金は諸般の事情により変更することができる。

(年会費)

第 5 条 個人会員は年会費 15,000 円を年度初めに前納するものとする。

2. 法人会員は年会費 80,000 円を年度初めに前納する。一口を 80,000 円とし、口数に制限を設けない。
3. 年会費の請求は毎年 3 月初旬を目安とする。
4. 個人会員の中途入会の場合は、入会時の月度に応じて月割 1,250 円の年度月数を入会時に納入する。
5. 法人会員の中途入会の場合は、入会時の月度に応じて、4 月～6 月、7 月～9 月、10 月～12 月、1 月～3 月の四半期に応じた額を入会時に納入する。
6. 年会費は諸般の事情により変更することができる。

(再入会)

第 6 条 本協会は、原則として休会制度は設けない。

2. 再入会の場合は、入会金を納入するものとする。

(会員権の行使)

第 7 条 会員総会等における議決権の行使数は、法人会員・個人会員ともに 1 会員 1 個とする。

(会員活動)

第 8 条 会員は委員会などに所属し、会員活動をすることができる。

(会員への便宜等)

第 9 条 ニュースレター（年 12 回発行）を電子文書で送付する。

2. セミナー受講料、月例会などの行事参加費が会員割引となる。
3. 日本秘書協会研修室を無料にて利用することができる。（詳細は利用規定による）
4. 名刺作成サービスを利用できる。（詳細は利用規定による）
5. 毎年 4 月（または入会月）に個人会員へ 3,000 円相当のセミナー割引クーポン 1 枚を進呈する。法人会員へ 5 枚進呈するが、1 回の利用は 3,000 円までとする。

(退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 退会する場合、退会時までの会費を納入するものとする。
3. 会費を納入期限以降 6 ヶ月以上納めないときは、退会をしたものとみなす。
4. 退会し、会員としての資格を喪失しても、すでに納入した会費は返還しない。
5. 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

(会員資格の喪失) 第 11 条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本協会が解散したとき
- (2) 個人会員が死亡したとき
- (3) 法人会員が法人格を喪失したとき

2. 前項の規定により会員資格を喪失した場合も、すでに納入した会費は原則として返還しない。

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、除名の議決を行う会員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(登録情報・個人情報)

第 13 条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

2. 法人会員については、ホームページに企業名、団体名を記載する。

附 則

この規則は、一般法人への移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。